

3 ひとり親家庭等に対する支援の周知状況

(1) 各種支援の周知状況

【制度の概要】

こども家庭庁では、ひとり親家庭等に対する支援として、それぞれのひとり親家庭等が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、「①子育て・生活支援」、「②就業支援」、「③養育費確保等支援」、「④経済的支援」の4本柱により支援を推進しているほか、プッシュ型による相談支援や様々な課題にワンストップで必要な支援につなげる「⑤相談支援体制」を強化し、当事者のニーズに応じた総合的な支援を推進している。

こうした支援の周知について、基本方針では、「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する支援の施策や取組について分かりやすい情報提供を行うなど、個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援を行うことが必要である」ことや、「各種支援制度について、地域の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に分かりやすい方法で周知することにより、各種の支援の利用を促すことが必要である。児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等に、分かりやすい文体、デザインでひとり親家庭に対する支援施策を記載したリーフレットや冊子を用い、窓口で案内を徹底していくことに加え、支援を必要とする者に確実に情報等が届くよう、アウトリーチ型の相談や SNS 等をはじめとした情報技術の活用を更に図っていくことが求められる」とされている。

この点、こども家庭庁では、支援を必要とするひとり親家庭等に必要な支援が届くようにするため、「ひとり親家庭等就業・自立支援事業²⁰」において、各地方公共団体が地域の特性を踏まえた情報発信を行う取組を支援している。具体的には、パンフレットなどの紙媒体に加え、メール、ウェブサイト、SNS 等のインターネットメディアを活用し、ひとり親家庭等が情報に接しやすい方法による周知を行うための経費について補助している。

そのほか、こども家庭庁では、ひとり親家庭等が活用できる支援施策、地方公共団体における取組状況、地域で活動しているひとり親家庭等への支援団体等、利用できる支援等の情報が一目で分かる国のプラットフォームとして、ひとり親家庭の暮らし応援サイト「あなたの支え²¹」（以下「プラットフォーム」という。）のほか、令和8年4月から改正民法が施行されることによる新しいルールやひとり親家庭等への支援施策を紹介する「ひとり親家庭のためのポータルサイト²²」の運用を行い、ひとり親家庭等が必要な情報にアクセスしやすい環境の整備に努めている。これらのサイトについては、市区町村ホームページにサイトリンクを掲載するよう促すほか、市区町村にリーフレット等を配布するなどして周知が進められている。

²⁰ 資料3-(1)-①参照

²¹ <https://anata-no-sasae.jp/>

²² <https://support-hitorioya.cfa.go.jp/>

【調査結果】

(ひとり親家庭等に対する支援の周知・広報の手段・媒体)

調査対象 28 市区町村におけるひとり親家庭等に対する周知方法を調査したところ、いずれの市区町村でも、広報誌やチラシ、パンフレット、ガイドブック等の紙媒体、市区町村公式ホームページを活用していたほか、それに加えて、表 3-(1)-①のとおり、半数以上の市区町村において、プッシュ型の積極的な周知が様々な形態で行われていた。具体的な取組の事例は表 3-(1)-②のとおり。

表 3-(1)-① プッシュ型の積極的な周知の実施状況

(単位：市区町村 (%))

区分	実施市区町村数 (率)
SNS (LINE 等)	15 (53.6%)
メールマガジン	4 (14.3%)
子育て支援アプリ	2 (7.1%)
ニーズ把握による個別周知	2 (7.1%)
いずれも実施なし	10 (35.7%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 括弧内の数値は、調査対象市区町村に対する割合であり、小数点第二位を四捨五入している。

3 複数の周知方法を実施している市区町村があるため、合計数は、調査対象数 (28 市区町村) とは一致しない。

表 3-(1)-② プッシュ型の積極的な周知の事例

周知方法	事例の内容
SNS (LINE 等)	公式 LINE 内に、登録制のひとり親向けページを設けている。週 1 回、ひとり親家庭等に必要な支援情報等を提供しているほか、相談、予約、情報検索機能等がある。仕事や家事で忙しいひとり親家庭等にとって、役所の開庁時間に問い合わせることは困難であり、ワンストップ相談、プッシュ型支援体制の強化を目指している。【金沢市】
	ひとり親家庭等への支援に特化した LINE アカウントを開設。主な機能としては、i) ひとり親家庭の生活に役立つ最新情報の配信、ii) 母子・父子自立支援員への相談フォームが設けられている。 i) については、月 2 回を目安に、児童扶養手当の支給日やひとり親家庭等向け講習会等のイベントに関する情報等のほか、他課の主催する子育て関係イベントも情報発信している。 当該公式 LINE アカウントの周知に当たって、ひとり親家庭等向けの支援制度を紹介する冊子「ひとり親家庭のしおり」に登録用二次元コードを掲載しているほか、戸籍部門の窓口をはじめ、子育て世帯が多く利用する公共施設やハローワーク、子育て応援企業、こども食堂などに公式 LINE の登録用二次元コードを記載した名刺サイズ用の紙を配置し、登録を促している。ひ

	ひとり親用LINEはひとり親に直接情報を伝えられる数少ない手段であるため、今後もLINEでの情報発信に力を入れたいと考えている。【豊橋市】 週1回、民間企業や地域団体が実施する体験活動への招待やこども食堂の開催情報、子育て支援情報等について、公式LINE及びInstagramによるプッシュ配信で周知している。【広島市】
メールマガジン	ひとり親家庭等向けのメールマガジンで定期的に周知している。過去に、ひとり親は特別枠で無料として開催したイベントがあり、その周知方法を検討した際、広報誌など広く住民の目に入る媒体で周知するとひとり親が優遇されていると捉えられる可能性があるため、ひとり親家庭等のみに情報が届くメールマガジンを活用して案内したことがある。このように、届けたい支援の情報に応じ広報媒体を区別して周知している。【江戸川区】 月1回以上の頻度で、ひとり親家庭等への支援制度やセミナーなどのイベント、公営住宅申込み、手当の支給時期、こども食堂の情報などを配信している。ひとり親向けのイベントでは、申込者のうち、広報誌よりもメールマガジンで知った割合が高いほか、メールマガジン利用者の満足度も高い。【八王子市】 週1回、こどもを支援する民間の支援団体や企業からの情報、こども食堂等こどもの居場所づくりに関する情報、行政からの支援制度の情報を配信している。ひとり親家庭等に対するニーズ把握において、ひとり親家庭等に情報が届いていないとの声があり、ひとり親家庭等は広報誌を読んでいない者も多く、支援策等の情報を直接届けるしか方法はないのではないかと考えたことから、メールマガジンでの周知を開始した。【岡山市】
子育て支援アプリ	ひとり親家庭等向けに作成している冊子に記載されている内容が確認できるほか、ひとり親家庭等向けのイベント情報等を随時配信している。ダウンロード数は毎年右肩上がりが増加している。スマートフォンの普及等、利用者の情報入手環境が多様化していることに鑑み、冊子よりも迅速に情報の更新ができ、かつ多言語対応が可能であるアプリを開発することで、より効率的な情報発信ができると考えたことから開始した。アプリにより、仕事や育児等で時間に制約のあるひとり親家庭等に対し、情報をタイムリーにお知らせすることが可能となっている。【足立区】
ニーズ把握による個別周知	児童扶養手当の新規申請者に対し、新生活に関するアンケートを案内しており、現時点でどのような支援が必要かについて、回答内容を基に市から個別にメールを配信し、情報提供を行っている。現況届の案内郵送時にも、子育て等での困りごとや今後のキャリアについて聞くためのアンケートを実施しており、こちらも同様に、回答内容を基に市から個別にメールを配信することで、支援につなげている。【堺市】

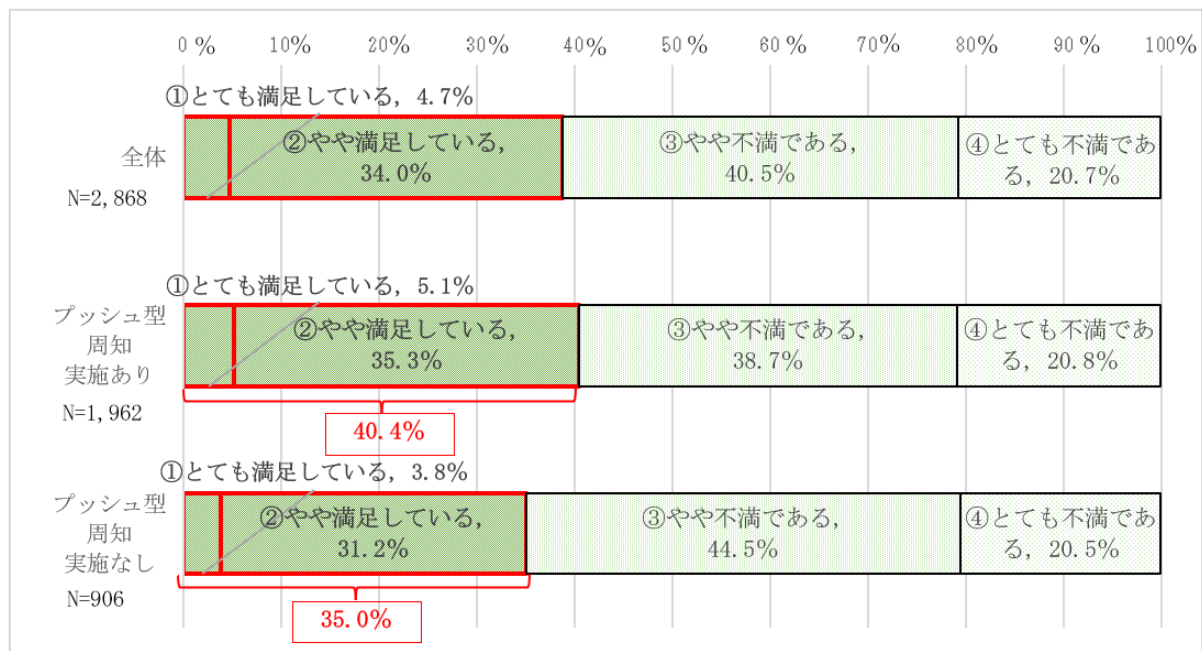
(注) 当省の調査結果による。

この点、ひとり親家庭等アンケートでは、市区町村の周知・広報に対する満足度は、次の図3-(1)-①のとおり、こうしたプッシュ型の積極的な周知を実施している市区町村において40.4%となっており、実施していない市区町村の35.0%に比べて高くなっていた

²³。

図3-(1)-① 市区町村が行っている周知・広報の満足度

(単位：%)



(注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。

2 「N」は、各設問における有効回答数である（以下同様）。

3 図中の割合は、小数第二位を四捨五入しているため、合計が100にならないことがある。

また、ひとり親家庭等インタビューでは、次の表3-(1)-③のとおり、自分で情報を探すのではなく、市区町村からのプッシュ型の積極的な周知を求める意見が聴かれるとともに、実際にプッシュ型の周知を受けているひとり親家庭等からは、非常に役に立っている旨の意見が聴かれた。

表3-(1)-③ プッシュ型の積極的な周知に関するひとり親家庭等からの意見

区分	意見の内容
プッシュ型の積極的な周知	行政はこちらから聞かないと教えてくれないものと思っているが、SNSでプッシュ的に配信されると、手軽に確認することができ、自分に必要な

²³ この差について、2つの集団の比率（割合）に差があるかを調べる統計的検定（z検定）を行ったところ、p値（片側）は、0.003となった。ここでいう「p値（片側）」とは、「プッシュ型の積極的な周知を実施している市区町村と実施していない市区町村という2つの集団の間に差がないと仮定したときに、実施している市区町村の満足度が、偶然、本文中に記載した差以上に実施していない市区町村を上回る確率」を表す。これが小さいほど本文中に記載した差が偶然とは言い切れず、結果として、2つの集団の間に差がある（実施している市区町村の方が満足度は高い）と判断できる。

を求めるひと	情報が目に入りやすく有り難い。
り親家庭等からの意見	プッシュ的な情報は SNS が一番見やすいと思う。手軽に受け取れて、自分でも確認する。
	SNS での周知は、相手側から情報を提供してくれるので目にしやすい。自分は紙媒体でも情報を見ているが、若い世代は、紙媒体では情報を見ないのではないか。SNS での情報発信があった方が、困りごとを抱えている様々な人にとって目にしやすいのではないかと。自分で支援策を探さない人もおり、もう少し市区町村から情報発信し、ひとり親家庭等が情報を受け取りやすくしてほしい。
	夫と死別した当時、何から手を付ければ良いのか分からなくて市区町村に直接電話をして問い合わせたが、このような状況の際は、公式 LINE でひとり親家庭等向けに、支援に関するプッシュ通知をしてもらえると助かると思う。自分のように、突然配偶者が亡くなった人がすぐ動けるように、見ている人が多い SNS を使ったシステムがあればいいと思う。
	支援の具体的な内容等については、日常的に目に付く場所では案内されておらず、自分から窓口に出向くしかない。窓口は一番情報量が多く迅速に知ることができるものの、自分から動かないと知らないままになってしまうことが不満であり、行政側から積極的に知らせてくれることを期待している。
	ひとり親の多くは、日々の仕事と子育ての両立に追われ、疲弊し余力がないものと思われるため、自分で情報を探しに行く人が少ないと思う。このため、行政側からのアプローチが必要ではないか。
	ひとり親はなかなか情報を探しに行く時間がないため、行政側からのアプローチは重要と感じている。
プッシュ型の積極的な周知を受けているひとり親家庭等からの意見	市区町村のメールマガジンは、こちらから情報を探しに行かなくて良いという点で有り難い。自分には該当しないと思った情報は読み飛ばすので、読む時間もそれほどかからない。メールマガジンの中には、ひとり親が支援対象となるものだけではなく、一般的な子育て世帯が利用できる情報もあって助かる。
	市区町村のひとり親家庭等向け公式 LINE の配信は、見やすく情報が充実している。配信内容は、毎回欠かさず確認しており、配信で知ったイベントに参加したこともある。役所に行かなくても情報が得られるプッシュ型の周知は、忙しくて時間がないひとり親にとっては非常に助かる。
	市区町村のひとり親家庭等向け公式 LINE に登録し、配信内容を確認しているが、手軽かつタイムリーに情報を入手できるのは有り難い。

(注) ひとり親家庭等インタビュー結果による。

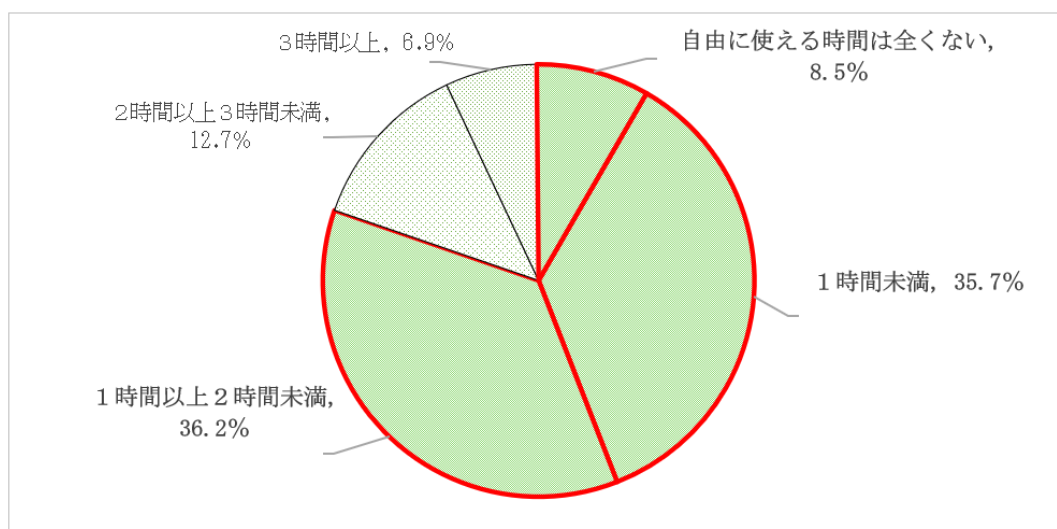
(ひとり親家庭等に対する支援の周知・広報の内容)

上述のとおり、ひとり親家庭等からは、日々の仕事と子育ての両立により自ら情報を探しに行く時間がなかなかとれないといった声も聴かれたところ、ひとり親家庭等アンケートにおいて、普段の1日(平日)の生活の中で、自由に使える時間がどの程度あると感じているかについて聞いた結果、次の図3-(1)-②のとおり、約8割のひとり親家庭等が「2時間未満」という回答であった。

図3-(1)-② 普段の1日の生活の中で自由に使える時間

N=2,868

(単位：%)



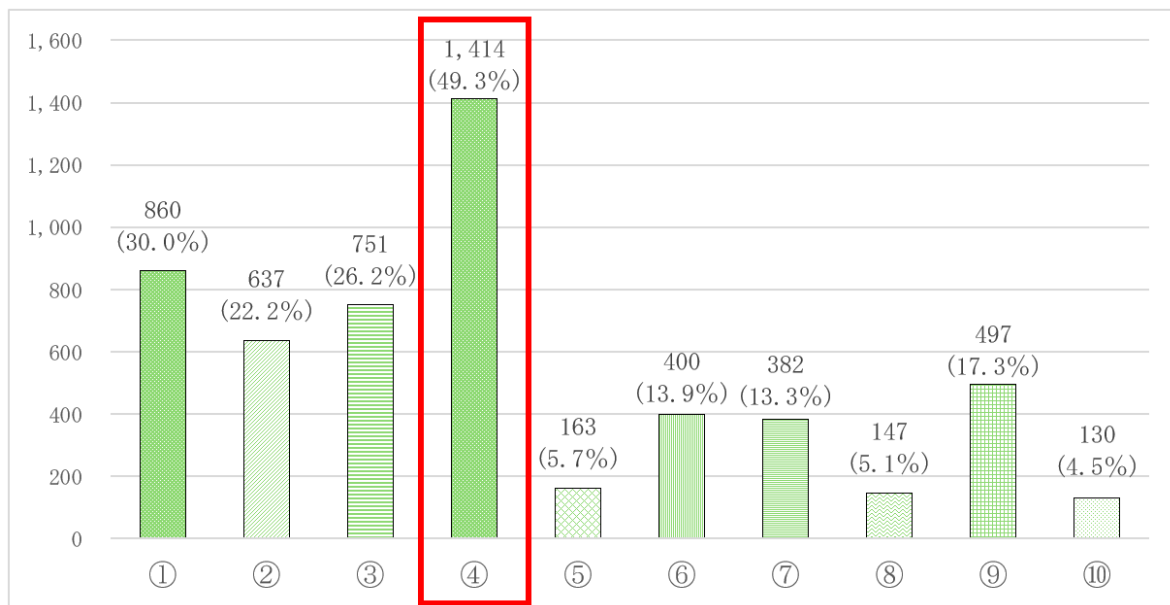
(注) ひとり親家庭等アンケート結果による。

また、ひとり親家庭等アンケートにおいて、ひとり親家庭等への支援情報の検索手段を聞いたところ、次の図3-(1)-③のとおり、全回答者2,868人の約半数(1,414人)が「④市区町村のホームページ(電子データとして掲載されている広報誌やパンフレット、チャットボットを含む)を確認する」と回答しており、情報探索手段として、自由に使える時間が少ない中でも、隙間時間に手軽に情報収集が可能なインターネットを活用した媒体の需要が最も高い状況であった。

図3-(1)-③ ひとり親家庭等の普段の情報探索手段

N=2,868

(単位：人(％))



- ①市区町村の窓口（電話や直接訪問して）問い合わせる
- ②広報誌（紙冊子のもの）を確認する
- ③市区町村が作成したひとり親支援についてのパンフレットやチラシ（紙のもの）を確認する
- ④市区町村のホームページ（電子データとして掲載されている広報誌やパンフレット、チャットボットを含む）を確認する
- ⑤市区町村の公式X、Instagramを確認する
- ⑥市区町村の公式LINEやメルマガ、アプリの配信内容を確認する
- ⑦子育て・ひとり親支援のNPOなどの団体に問い合わせたり、民間の子育て支援のホームページを確認する
- ⑧こどもが通っている保育園や学校などに問い合わせる
- ⑨家族・友人・知人に相談する
- ⑩その他

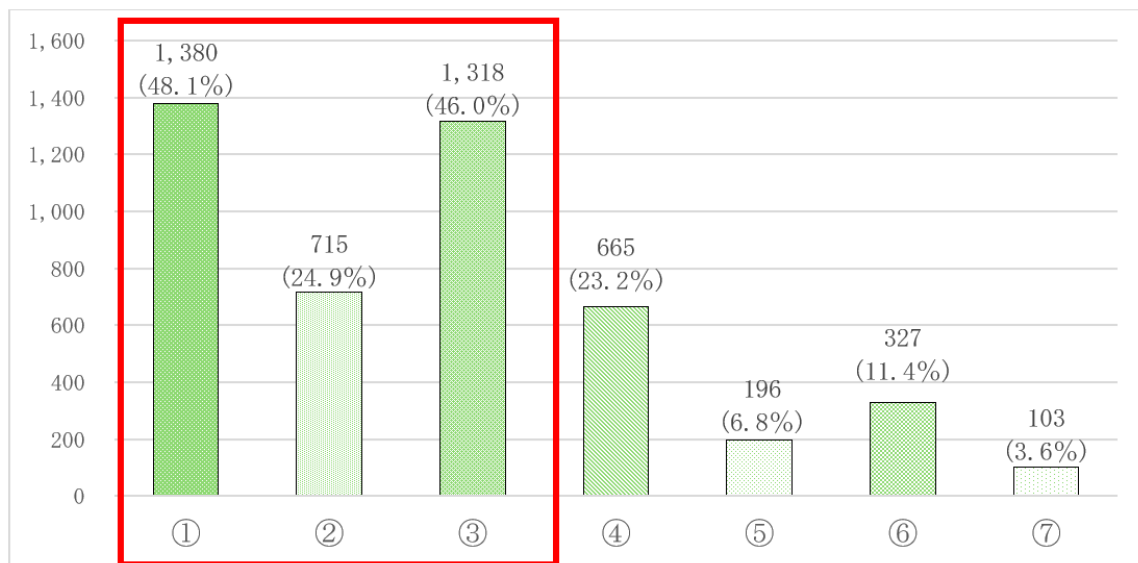
(注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。複数選択可
 2 複数選択可の設問であるため、図中の割合は、合計が100にならない。

さらに、ひとり親家庭等アンケート調査で、情報探索手段として需要が最も高かった市区町村のホームページにおける改善点を聞いたところ、次の図3-(1)-④のとおり、「①利用できる条件や金額の説明などをくわしく書いてほしい」、「③自分に必要な情報がどこに載っているか分からないので、探しやすくしてほしい」、「②専門的な用語が多いなど、説明が分かりづらいので、分かりやすく書いてほしい」と回答した者が多く、情報を分かりやすく、探しやすく掲載することが求められている実態がうかがえた。

図 3-(1)-④ 市区町村のホームページに係るひとり親家庭等からの改善意見

N=2,868

(単位：人(％))



- ①利用できる条件や金額の説明などをくわしく書いてほしい
 ②専門的な用語が多いなど、説明が分かりづらいので、分かりやすく書いてほしい
 ③自分に必要な情報がどこに載っているか分からないので、探しやすくしてほしい
 ④関係する支援を探すときに不便なので、他の支援へのリンクを載せてほしい
 ⑤載っている情報が古いので、内容の更新をしてほしい
 ⑥ホームページを見たことがない
 ⑦その他

(注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。複数選択可
 2 複数選択可の設問であるため、図中の割合は、合計が 100 にならない。

この点、ひとり親家庭等インタビューでは、次の表 3-(1)-④のとおり、分かりやすい文体、デザインでイラストを取り入れるといった工夫が期待されるほか、自分が支援対象になるのかどうか（特に、児童扶養手当を受給していないひとり親家庭等でも利用できる支援制度）が分からないという意見や、こどもの年齢・ライフステージ別の情報掲載を求める意見が聴かれた。

また、日常的に買物や飲食、宿泊する際にレビューを参照するように、支援を実際に利用したひとり親家庭等による具体的な体験談の掲載があれば、より分かりやすいといった意見も聴かれた。

表 3-(1)-④ 掲載内容に対するひとり親家庭等からの意見

区分	意見の内容
分かりやすい掲載	日本語が分からない人でも理解できるくらいの記載にしてほしい。例えば 4 コマ漫画みたいなものと非常に分かりやすく、大人では文字情報だけだと読まずに捨ててしまう情報でも、こどもが漫画部分を読んで情報を拾ってくれる

	こともあるかもしれない。 市区町村のホームページは、情報量が多く、文字だらけで理解しづらい。デザイン性も不足しており、もっとアイコンや色、図を工夫して分かりやすくしてほしい。ひとり親は時間も心の余裕もないので、内容が瞬時に理解できるよう要点がまとまった説明があると良い。漫画風など、小学生でも分かる内容に整理してほしい。パンフレット等も分厚くなっても良いので漫画風に記載したらいいのではないかな。 活字だけではなく、イラストや吹き出しを用いるなどして、楽しく読めるようにしてほしい。
支援対象者ごとの整理	児童扶養手当の受給の有無や非課税世帯か否かで支援が受けられない制度もあるため、児童扶養手当を受給していないひとり親家庭等でも利用できる制度の一覧があれば、微妙なラインにいる世帯が調べる際に助かる。 児童扶養手当の全部支給停止世帯向けの支援情報一覧があると便利である。現在、児童扶養手当は支給されておらず、収入の要件がある制度は、全部対象外だと思っていたが、必ずしもそうでない場合もある。
こどもの年齢・ライフステージ別の整理	こどもの年齢に応じた、ライフステージごとの支援を掲載した方が分かりやすい。乳幼児期、学童期、中学校以上では、それぞれ違う支援が必要になってくと思うので、こどもの年齢に応じて分かりやすくしてもらえると有り難い。 未就学児以下を養育している人向けの支援情報の掲載は多いと感じているが、中学生、高校生を養育しているひとり親家庭等に対する支援情報についても詳細に知りたい。 市区町村で提供している子育てアプリ等は、乳幼児向けの情報が多く、小学校高学年のこどもを持つ親の情報ニーズに合わない。こどもの年齢別の悩みに対応したアプリがあれば助かる。 未就学児向けの情報は多くあるが、小学生向けの情報はあまりなく、自分のこどもに見合った情報を入手するのに苦労している。 こどもが小さい時の支援は分かりやすく情報が入ってきたと思ったが、中学生から大学生までの世代になった時に情報が少ないと感じた。自分で学費減免などの支援を調べたり、市区町村や都道府県にも問い合わせたりした。年代別の支援についての情報を掲載してほしい。 こどもの年齢に応じて支援策を区分し、情報が入手できるようになったら良いと思う。例えば、こどもが中学生、高校生になったら、といった形での支援の紹介があれば良いのではないかな。こどもの成長に従って、各家庭が必要とする支援策は移り変わるため、こどもの年齢に応じた制度の紹介が必要ではないかな。
体験談の掲載	実際に利用した人による体験談があれば分かりやすい。支援を受けた数人の体験談などを、口コミやレビューとしてホームページ上に掲載すれば、具体的な利用イメージがつかめて、利用を検討する上で役に立つと思う。

	誰かの体験談が見られれば、制度を利用するか考える時に役に立つ。制度があっても自分は対象ではないのではないか、とってしまうので、これくらいのことでも使える、という情報が分かれば、ひとり親に響くと思う。
	普段から、インターネット検索をする際は、まず初めにレビューから読むので、役所の支援のページにレビューが載っているととても有り難く、ぜひレビューを載せてほしい。今はホームページの説明を読んでもよく分からないため、事業の利用を検討することすらできないが、誰かのレビューがあれば、こんなことでも使って良いのだと分かるだろうし、少なくとも事業の利用を検討するという段階に進めると思う。
	こどもが小さい時の支援は分かりやすいが、中学校から、食費や学費、将来について漠然としている。体験談なども知りたい。
	例えば、「自分と同じくらいの年代の方が、〇歳のこどもの面倒を見てもらっています。」など、具体例があれば分かりやすい。周りにひとり親の知人がいないことから、こうした口コミがあると助かる。
	ひとり親関連の手続等で何かを調べる時、役所に聞くよりもひとり親の知り合いに聞いた方が早いと感じている。そのため、誰かの体験談を知ることができると良いと思う。

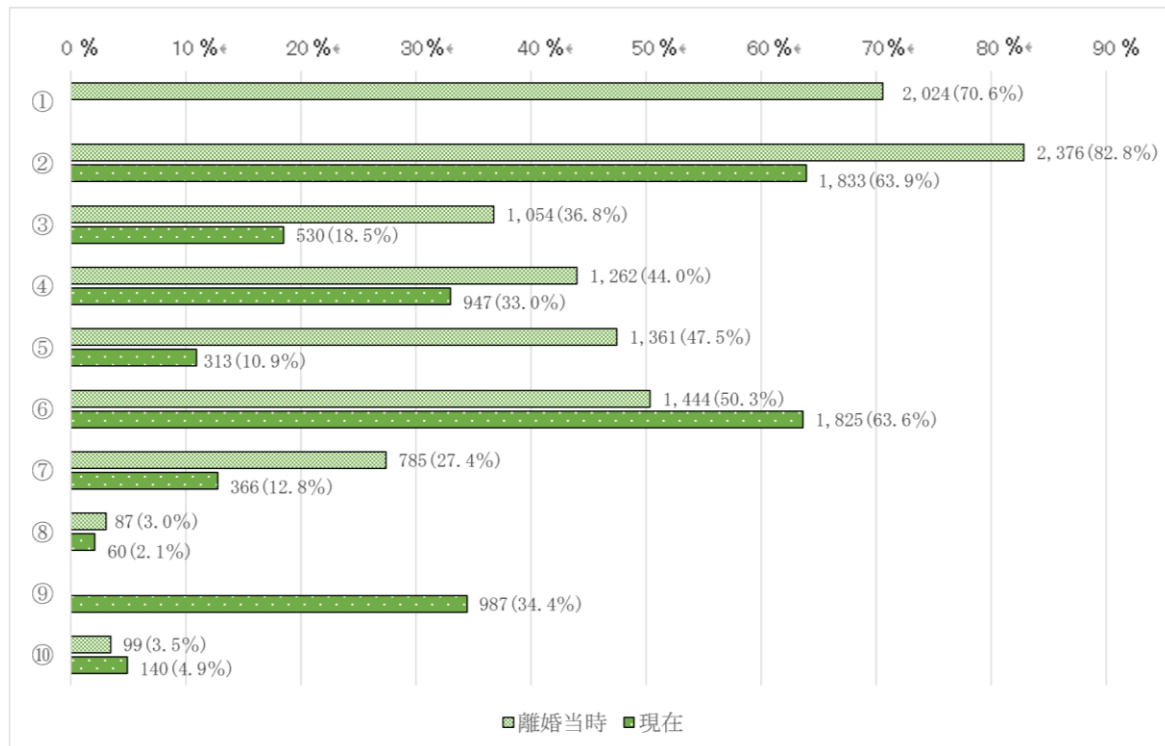
(注) ひとり親家庭等インタビュー結果による。

こどもの年齢・ライフステージ別の整理という点については、ひとり親家庭等アンケートで、「離婚当時に必要としていた情報」と「現在必要としている情報」を聞いた結果、次の図3-(1)-⑤のとおり、離婚当時は、当面の生活を維持するための「②お金に関する支援（児童扶養手当以外の医療費の補助や保育料の軽減など）」や「③仕事（仕事を見つける・転職する）」に関する支援に関する情報、「⑤こどもの預け先（保育園・幼稚園・放課後児童クラブなど）」に関する情報を必要としているひとり親家庭等が多かったが、こどもの成長に伴い、「⑥こどもの教育費や学習に関する支援」に関する情報を求めるひとり親家庭等が多くなっており、ライフステージに応じて必要となる情報が変遷していくことがうかがえた。

図3-(1)-⑤ ひとり親家庭等となった当時必要としていた情報及び現在必要としている情報の比較

N=2,868

(単位：人(％))



- ①児童扶養手当の請求手続
- ②お金に関する支援（児童扶養手当以外の医療費の補助や保育料の軽減など）
- ③仕事（仕事を見つける・転職する）に関する支援
- ④住居に関する支援
- ⑤こどもの預け先（保育園・幼稚園・放課後児童クラブなど）
- ⑥こどもの教育費や学習に関する支援
- ⑦養育費の確保・面会交流の取決めについての支援
- ⑧遺族年金の請求手続
- ⑨自分が病気や多忙などきの家事や育児の手伝いなどの支援
- ⑩その他

(注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。複数選択可
2 複数選択可の設問であるため、図中の割合は、合計が100にならない。

今回の調査対象市区町村の中には、次の表3-(1)-⑤のとおり、こどもの年齢・ライフステージ別の情報掲載をしている事例もみられた。

表 3-(1)-⑤ こどもの年齢・ライフステージ別に整理した事例

No.	事例の内容
1	「ひとり親家庭の暮らしに役立つ応援 Book ²⁴ 」で、こどもの年代別に利用できる制度（一般的な子育て制度を含む。）を一目で確認できる表を掲載している。【足立区】
2	「ひとり親家庭のための応援ガイドブック ²⁵ 」で、ライフステージ別でみた子育てのための主な支援（一般的な子育て制度を含む。）を掲載している。【宇部市】

（注）当省の調査結果による。

また、次の表 3-(1)-⑥のとおり、ひとり親家庭等からの要望が多かった体験談の情報を掲載している事例もみられた。

表 3-(1)-⑥ 体験談を掲載している事例

No.	事例の内容
1	市の公式ホームページにひとり親インタビュー「わたしの STORY ²⁶ 」を掲載し、市の支援により、生活の安定に向けて一步を踏み出したひとり親の体験談を掲載している。【堺市】
2	シングルマザーの就職・転職支援に関するチラシ ²⁷ 及びひとり親家庭等学習支援事業のチラシにおいて、実際に支援を受けた経験者の声を掲載している。【相模原市】
3	ひとり親家庭等学習支援事業のチラシ ²⁸ において、同事業に参加した学生の声（感想・参加して良かった点）を掲載している。【延岡市】

（注）当省の調査結果による。

（ひとり親家庭等に対する支援情報の周知に関する国への意見・要望）

調査対象 28 市区町村に対し、ひとり親家庭等に対する周知に関する国への意見・要望を調査したところ、次の表 3-(1)-⑦のとおり、支援情報の効果的な周知方法や、他の市区町村における周知の先進事例を共有してほしいといった意見のほか、国で一律に支援情報を周知してほしいといった意見が聴かれた。

表 3-(1)-⑦ 国による周知や、市区町村による周知への国からの支援に関する市区町村からの意見

区分	意見の内容
支援情報の効果的な周知方	国から、i) 各自治体の事業の委託先、事業対象者、取組内容及び実績の一覧の情報、ii) 支援制度の利用が増加している自治体の周知方法や工夫している点等の情報を提供してほしい。

²⁴ <https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/30804/ouenbookzenhan.pdf>

²⁵ <https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kosodate/kosodateouen/mokuteki/hitorioya/1003639.html>

²⁶ <https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/hitorioya/72753420230213140101056.html>

²⁷ 資料 3-(1)-②参照

²⁸ 資料 3-(1)-③参照

法や、他の地方公共団体の参考事例等を共有してほしいとする意見	ひとり親家庭等に対する周知について、それぞれのひとり親家庭等の状況や心情を考慮する必要がある、どこまで積極的に行うべきか悩ましい。国から、ひとり親家庭等の状況に応じた効果的な周知方法を提供してもらえると助かる。
	支援が必要なひとり親家庭等に対して、漏れなく周知できているとはいき切れず、どこまで周知すれば十分なのか分からない点に難しさを感じている。 また、若い人向けに市の子育て支援を紹介するページへリンクする二次元コードを案内しても、通信料の関係で開いてもらえない場合があるなど、周知の仕方に課題を感じている。効果的な周知方法があれば教えてほしい。
国で一律に支援制度を周知してほしいとする意見	ひとり親家庭等に向けた支援策自体、広く周知されていない気がする。自治体の努力不足の面もあるが、こういう支援があるという程度でも良いので、国からひとり親家庭等に対し、各支援策を効果的に周知してほしい。
	こども家庭庁のプラットフォームについて、このページを見ればひとり親家庭等の方に情報が届くようになれば理想であるが、現状、各自治体のホームページにリンクする方法となっており、使い勝手は悪い。当市区町村では実施していない支援事業について、実施されていると勘違いして来る者もあり、プラットフォームを活用していく難しさであると感じている。国で一律に周知してほしいとは考えているが、現状、児童扶養手当以外の支援策は自治体の判断となっており、もっと全国一律で実施すべき支援策が広がれば、国も周知しやすくなるのではないかな。
	全国統一的な制度であれば、国で周知してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

この点、こども家庭庁のプラットフォームでは、「全国の自治体・支援事業検索」として、全国の都道府県、市区町村において実施されているひとり親家庭等への支援事業が一覧で整理されているが、地方公共団体において独自に実施されている事業をはじめ、実際に実施されている事業について網羅されていない状況がみられた。また、「シングルマザー・シングルファザー体験談」といった情報も掲載されているが、具体的にどのような支援制度を利用した上でどのように生活が変わったのか、といった一般的なひとり親家庭等が自身の状況に置き換えて考えられる身近な掲載内容にはなっていない。

一方、ひとり親家庭等インタビューでは、上述のとおり、支援策を実際に利用したひとり親家庭等による体験談の掲載を求める意見が多く聴かれたほか、次の表3-(1)-⑧のとおり、国や都道府県の情報も含めた網羅的な情報の掲載を求める意見に加え、こども家庭庁のプラットフォームを知らないという意見も聴かれた。

表3-(1)-⑧ こども家庭庁のプラットフォームに関するひとり親家庭等からの意見

No.	意見の内容
1	就業支援の制度など、市区町村のホームページでたどり着いたが、国や県にも支援策があるのかどうか分からず、網羅できているのか分からない。それぞれで支援があるのであれば比較しながら検討したいため、どこかにまとめて情報を掲載してほしい。全ての支援制度を網羅したポータルサイトのようなものがないのであれば、国であれば国のホームページ、県であれば県のホームページでそれぞれ調べるので、どこを見れば良いのか分かるようにしてほしい。
2	こども家庭庁のプラットフォームは知らない。インターネットでは、時々自治体のホームページを見る程度である。

(注) 当省の調査結果による。

【まとめ】

ひとり親家庭等に対する支援情報の周知に当たっては、調査対象市区町村の全てにおいて、広報誌、チラシ等の紙媒体と公式ホームページを活用した周知が実施されており、これに加えて、SNS、メールマガジン、子育て支援アプリ等を活用したプッシュ型の積極的な周知を実施している市区町村がみられた。そのような取組が実施されている市区町村では、周知・広報に対する満足度が相対的に高く、また、そのような行政側からのアプローチによる周知を求めるひとり親家庭等の意見も多く聴かれており、有効であると考えられる。また、情報の掲載に当たっては、ひとり親家庭等アンケートにおいて、情報を分かりやすく、探しやすくしてほしいといった改善意見が多くみられるとともに、ひとり親家庭等インタビューにおいて、イラスト・図などを用いた掲載や、支援を利用できる対象者別やこどもの年齢・ライフステージ別の整理のほか、実際に支援制度を利用したひとり親家庭等の体験談の掲載を求める意見が多く聴かれたことから、掲載内容を工夫することが有効であると考えられる。さらに、今回の調査対象市区町村からは、支援情報の効果的な周知方法や周知に係る他の市区町村の取組事例を共有してほしいといった意見も聴かれた。今回の調査において、周知方法や情報の掲載に当たって、実際にそうした取組を実施している市区町村もみられたことから、そのような取組事例を参考に、多くの地方公共団体でも同様の取組が展開されていくことが必要であると考えられる。

このような地方公共団体による周知のほか、国としては、こども家庭庁がプラットフォームを整備しており、プラットフォームでは、全国の地方公共団体が実施する支援事業を一覧で掲載することを企図しているところ、実際にはプラットフォームに掲載されていない事業もあるなど、現状、必ずしも網羅されていない状況であることから、後述の3(2)で言及するような関連する子育て支援事業を掲載することと併せて、掲載内容・情報の一層の充実が求められる。また、体験談の掲載に当たっては、ひとり親家庭等インタビューにおいて要望されているように、一般的なひとり親家庭等が自身の状況に置き換えて参考としやすいよう、身近な体験例を掲載することが有効である。ひとり親支援策の中には、「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」や「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」のとおり、経済的支援以外の公的支援については、認知状況や利用状況が全国

的にも低調であると考えられるところ、そうした体験談を全国ベースで共有することが有効であると考えられる。また、プラットフォームについては、そもそも知らないというひとり親家庭等からの意見もあり、その周知を一層図ることが必要であると考えられる。

【所見】

こども家庭庁は、ひとり親家庭等に必要な支援情報を届ける観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① SNS 等のインターネットメディアの活用促進や、支援情報の掲載に当たって工夫した事例の提供などにより、地方公共団体の周知活動を支援すること。
- ② こども家庭庁が整備するプラットフォームについて、地方公共団体が独自に実施する取組を含む支援情報や、実際に支援を利用したひとり親家庭等の体験談・感想などの掲載情報の充実を図るとともに、その周知に努めること。

(2) 個別支援事業の周知状況等

【制度の概要】

ア ひとり親家庭等日常生活支援事業【支援の柱①子育て・生活支援】

本事業は、ひとり親家庭等が疾病や自立のための修学などにより、生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことで、ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備し、生活の安定を図ることを目的とした事業である。事業の実施主体は地方公共団体（都道府県又は市区町村）であり、国から地方公共団体に対し、その費用の一部を補助するものとなっている。

昭和 50 年に創設された事業であるが、こども家庭庁が公表している「令和 6 年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況²⁹」によると、同事業を実施している地方公共団体は、令和 6 年度で全体の 42.3%であり、平成 30 年度の 52.2%から約 2 割減少しているほか、令和 6 年度の利用実績は延べ件数で 28,423 件と、平成 30 年度の 39,785 件と比べて約 3 割減少している。

本事業と類似の事業として、ひとり親家庭等への支援に特化したものではない一般的な子育て支援策である「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）があり、これは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりや送迎などの子育ての援助を受けたい者と当該援助を行いたい者が、地域で相互援助を行う仕組みであり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的としている。なお、同事業に関して、ひとり親家庭等に対して、条件を満たす場合に利用料の助成を行っている市区町村もある。

基本方針では、「母子家庭の母及び父子家庭の父の状態に応じた自立を図るためには、多様な保育サービスや子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業等の一般の子育て支援を積極的に活用してもらうとともに、母子家庭の母及び父子家庭の父の居宅への家庭生活支援員の派遣等による日常生活支援、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する子育てに関する講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等に取り組むことが重要である。また、各種支援施策の実施に当たっては、地域の母子家庭や父子家庭に分かりやすい方法で周知することが必要である。」とされている。

イ こどもの生活・学習支援事業【支援の柱①子育て・生活支援】

本事業は、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが直面する課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図ることを目

²⁹ 資料 3-(2)-①参照

的とした事業である。事業の実施主体は地方公共団体（都道府県又は市区町村）であり、国から地方公共団体に対し、その費用の一部を補助するものとなっている。

基本方針では、「事業の実施に当たっては、教育委員会や関係団体と連携するなど地域資源を積極的に活用することが望ましく、また、現状では参加していないこどもの参加を促す等の工夫が求められており、好事例や様々な課題への対応事例の収集・展開などにより更なる普及を図っていくことが重要である。」とされている。

本事業と類似の事業として、厚生労働省が所掌する生活困窮者自立支援制度の一環で実施されている「子どもの学習・生活支援事業³⁰」があり、相互の担当部局で連携・調整の上、効果的・効率的に事業を展開することを求める事務連絡が発出されている³¹。

また、こども家庭庁は、「こどもの生活・学習支援事業に関するQ&A³²」において、生活困窮者自立支援制度に基づく「子どもの学習・生活支援事業」と一体的に実施することは可能であるとしている。

ウ 母子・父子自立支援プログラム策定事業【支援の柱②就業支援】

本事業は、ひとり親家庭等の自立の促進を目的として、福祉事務所等に母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を配置し、ひとり親家庭の親及び離婚前から本事業による支援が必要な者に対し、i）個別に面談を実施し、ii）本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、iii）個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、iv）プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、v）プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行うものである。事業の実施主体は地方公共団体（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村）であり、国から地方公共団体に対し、1プログラム当たり20,000円（アフターケアを実施した場合は、1プログラム当たり20,000円を加算）を補助するものとなっている。

同プログラムの策定が主な利用要件となっているひとり親家庭等への支援事業として、以下の(ア)～(ウ)が挙げられるが、こども家庭庁によれば、このうち、(イ)及び(ウ)は、地方公共団体独自で同プログラムと同等と考えられるものを策定していれば、これらの支援事業を利用することは可能であり、同プログラムが策定されていることが必須要件ではないとしている。

(ア) ひとり親家庭住宅支援資金貸付³³

³⁰ 名称上、ひとり親家庭等向けの事業から「こ」が「子」になり、「生活」と「学習」の順を入れ替えたもの

³¹ 資料3-(2)-②参照

³² 資料3-(2)-③参照

³³ 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労などにつなげ、自立の促進を図ることを目的とするもの

- (イ) 自立支援教育訓練給付金³⁴
- (ウ) ひとり親家庭学び直し支援事業³⁵

エ 離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）【支援の柱③養育費確保等支援】

本事業は、離婚前後の家庭に対して、離婚がこどもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭等への支援に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施するものである。具体的には、養育費の支払や親子交流に関する取決め方法、こどもの年齢に応じた生活設計等について、学識経験者による講義などを行う「親支援講座」のほか、養育費の取決めに係る公正証書の作成費用や裁判外紛争解決手続（ADR）を利用した際の費用、養育費の履行確保に当たって保証会社と契約を締結するための費用などの補助が含まれる。事業の実施主体は地方公共団体（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村）であり、国から地方公共団体に対し、その費用の一部を補助するものとなっている。

基本方針では、「養育費の取決めや確保が適切になされるよう、離婚する前からの意識付けが重要であり、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、親支援講座の開催や情報提供、相談対応が重要である。また、養育費等の取決め合意書のひな形を記載したパンフレットを離婚届と同時に交付すること等を通じた離婚当事者に対する周知啓発や、養育費の相談等に対応する者に対する研修等の支援、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成、弁護士による養育費相談の実施が重要である。」とされている。

【調査結果】

調査対象 28 市区町村及び 5 都道府県における 4 事業の実施状況は、次の表 3-(2)-①のとおりである。

³⁴ 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とするもの

³⁵ ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援を実施するほか、講座を受講する場合に、その費用の一部を支給するもの。また、高度な知識や実践的スキルを獲得してキャリアアップ等を目指すために学士号等を取得する場合に、大学授業料等の一部を助成する「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」という名称だったが、令和 8 年度から名称が変更されている。

表 3-(2)-① 調査対象市区町村、都道府県における 4 事業の実施状況

(単位：市区町村、都道府県 (％))

事業名	実施市区町村数 (率)	実施都道府県数 (率)
ひとり親家庭等日常生活支援事業	19 (67.9%)	3 (60.0%)
こどもの生活・学習支援事業	21 (75.0%)	0 (0%)
母子・父子自立支援プログラム策定事業	23 (82.1%)	5 (100%)
離婚前後家庭支援事業	21 (75.0%)	2 (40.0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

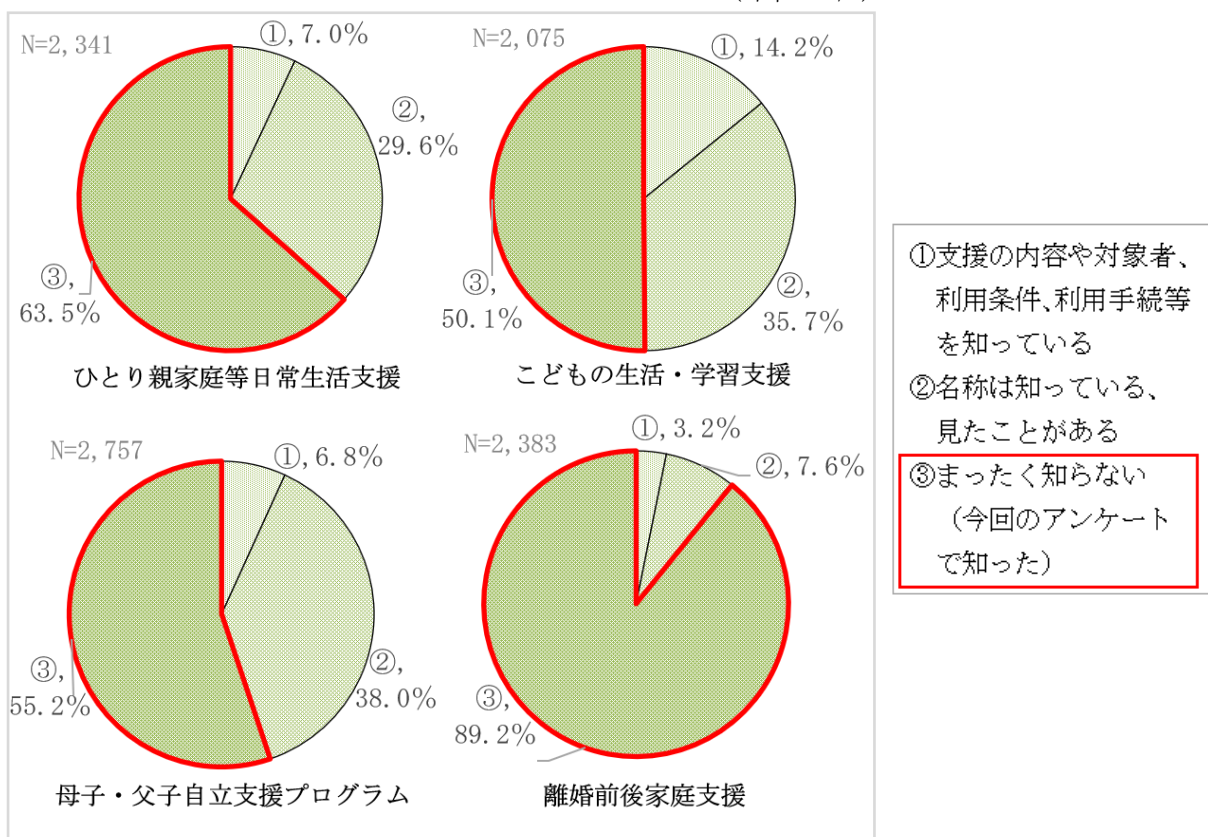
2 括弧内の数値は、調査対象の地方公共団体に対する割合であり、小数点第二位を四捨五入している。

3 実施状況は令和 6 年度末時点で整理しているが、このほかにも、7 年度から事業を開始・廃止した地方公共団体や、国の補助を受けずに地方公共団体独自に実施している場合もある。

これらの 4 事業それぞれについて、ひとり親家庭等アンケートへの協力が得られた 23 市区町村のうち、各事業を実施している市区町村に居住するひとり親家庭等に対し、まずは当該事業を「知っていたか否か」を聞いた結果は次の図 3-(2)-①のとおりであり、いずれの事業も半数以上が「③まったく知らない (今回のアンケートで知った)」と回答した。

図 3-(2)-① 4 事業に対するひとり親家庭等の認知度について

(単位：％)



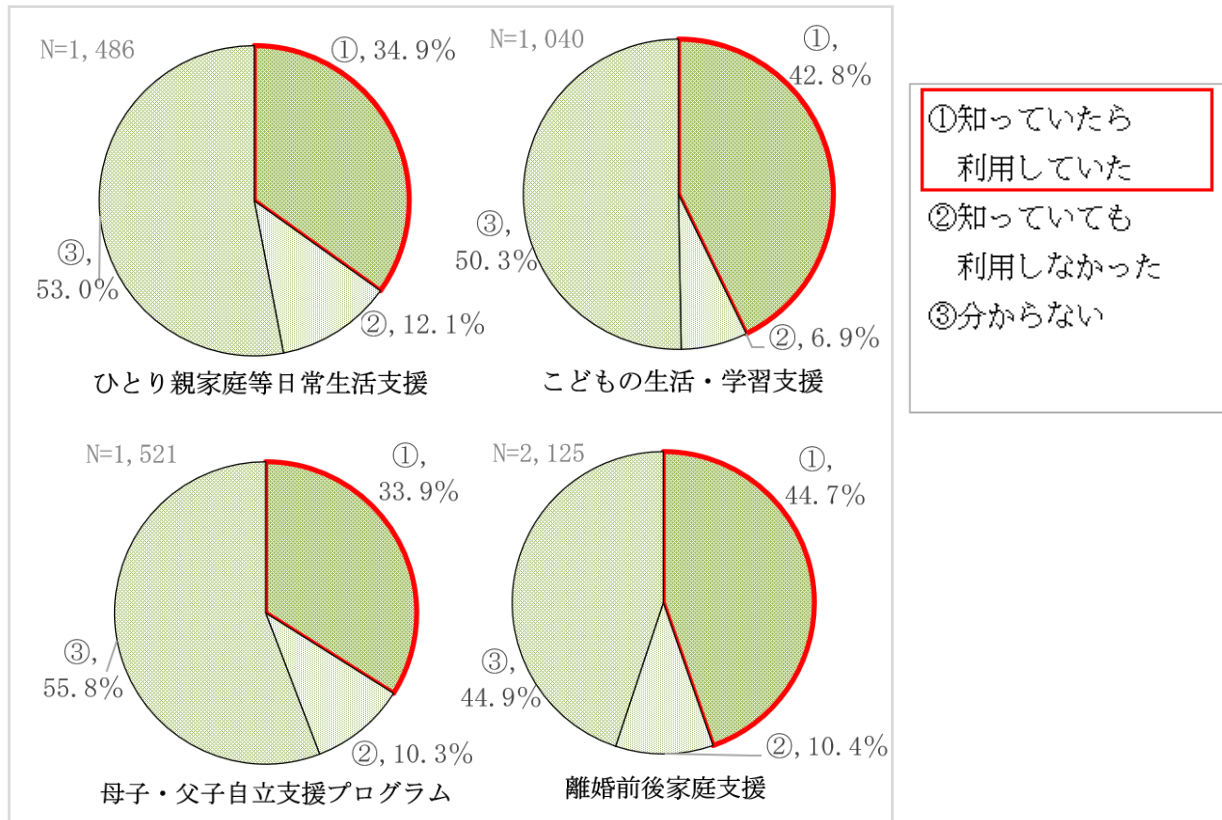
(注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。

2 図中の割合は、小数第二位を四捨五入しているため、合計が 100 にならないことがある。

次に、各事業について、「③まったく知らない（今回のアンケートで知った）」と回答した者の利用希望をみると、次の図3-(2)-②のとおりであり、3～4割程度の者が「知っていたら利用していた」と回答した。

図3-(2)-② 4事業に対するひとり親家庭等の利用希望について

(単位：％)



(注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。

2 図中の割合は、小数第二位を四捨五入しているため、合計が100にならないことがある。

いずれの事業も総じて、認知度は高くはないが、知っていたら利用したかったという者が一定数おり、需要はあるが知られていないといった実態がうかがえる。

(支援の柱「①子育て・生活支援」)

調査対象28市区町村及び5都道府県における「ひとり親家庭等日常生活支援事業」及び「こどもの生活・学習支援事業」とその関連事業の実施状況(令和6年度末現在)は次の表3-(2)-②のとおりであった。

表 3-(2)-② 支援の柱「①子育て・生活支援」事業とその関連事業の実施状況

(単位：市区町村、都道府県(％))

区分	実施市区町村数(率)	うち、関連事業も実施している市区町村数(率)	実施都道府県数(率)
ひとり親家庭等日常生活支援事業	19 (67.9%)	19 (100%)	3 (60.0%)
こどもの生活・学習支援事業	21 (75.0%)	16 (76.2%)	0 (0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 括弧内の数値は、調査対象の地方公共団体に対する割合であり、小数点第二位を四捨五入している。

3 関連事業とは、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に関しては「ファミリー・サポート・センター事業」や「子育て世帯訪問支援事業³⁶」のこと。また、「こどもの生活・学習支援事業」に関しては、「子どもの学習・生活支援事業」のこと。

調査対象 28 市区町村の中には、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や「こどもの生活・学習支援事業」を実施していない市区町村もあり、その理由として「別途、関連事業を実施しているため、ひとり親家庭等に特化した事業は実施していない。」「都道府県で実施しているため、市区町村単位では実施していない。」とする市区町村がみられた。

また、これらの事業を都道府県単位で実施している都道府県からは、その理由として、「都道府県で実施した方が全体的な手間がかからない。」ことや、「主に町村部において、基礎自治体単位でこれらの事業を実施できる体制が整っていない。」といった意見が聴かれた。

関連事業も併せて実施している市区町村に対して、それぞれの事業の周知・案内方法やすみ分けについて調査した結果は、次の表 3-(2)-③のとおり、関連事業と体系立てた実施・周知をしている市区町村がみられる一方で、それぞれの事業を実施する担当課が異なるといった事情で特段の連携が図られておらず、すみ分けが整理されていない市区町村もみられた。

表 3-(2)-③ 関連事業とのすみ分け

区分	事例の内容
ひとり親家庭等日常生活支援事業	委託先である NPO 法人において、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」と「ファミリー・サポート・センター事業」の料金を比較して、ひとり親家庭等に有利な事業を案内している。
	「子育て世帯訪問支援事業」については、出産後の健康診断時等に保健師が案内することが多いが、保健師は「ひとり親家庭等日常生活支援事業」も承知しているので、まずは同事業を案内してもらっている。ただし、同事業には回数制限(原則 3 回)があるため、制限を超えた場合には「子育て世帯訪問支援

³⁶ 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業のこと

	事業」を案内してもらっている。
こどもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭等に対しては、まずは「こどもの生活・学習支援事業」を案内し、当該事業に落選した場合に、生活困窮者向けの「子どもの学習・生活支援事業」を案内している。
	「こどもの生活・学習支援事業」の利用の前提として、生活困窮者向けの「子どもの学習・生活支援事業」における学習支援の登録を受けることとしており、このため、「こどもの生活・学習支援事業」については、「子どもの学習・生活支援事業」の登録を受けた世帯にのみ担当課から案内を通知しており、それ以外の周知は行っていない。

(注) 当省の調査結果による。

この点、ひとり親家庭等インタビューでは、次の表3-(2)-④のとおり、関連事業はまとめて周知してほしいといった意見が聴かれた。

また、上述のひとり親家庭等アンケートの調査結果（ホームページに対する改善点（図3-(1)-④参照））でも、「④関係する支援を探すときに不便なので、他の支援へのリンクを載せてほしい」という意見が4番目に多かったところである。

表3-(2)-④ 関連事業を含む一体的な周知を求めるひとり親家庭等からの意見

No.	意見の内容
1	「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は知らず、「ファミリー・サポート・センター事業」しか知らなかった。似通った2つの事業について、担当課レベルでは異なっているが、局レベルは同じであり、まとめて案内してもらって、どちらの制度を利用するかを選べるようになったら良いと思う。
2	必要な支援を求める時に、窓口が多岐にわたって情報が探しづらかったり、たらいまわしにされたりする。役所でも担当者によって情報を提供してもらえないことがある。それだけで疲弊して諦めてしまうなど、支援につながるまでのハードルの高さがあると感じる。
3	インターネットブラウザの検索エンジンに「市区町村名 ○○支援」と入力して検索を行い、支援に関する情報が掲載されたページを直接見るが、内容が分かりにくいことから、より分かりやすい説明や類似の支援情報を探すため、ページ上部の「現在地」から、情報の掲載元にアクセスして情報を探している。公式ホームページ内の「子育て」に関するページには、新着情報やおすすめ情報、お知らせが並んでいるが、情報の多くが時系列で掲載されており、ひとり親家庭等に関する情報があっても、他の子育てに関する情報に埋もれて探すのが難しい。
4	スマートフォンから自分が住む自治体のホームページにアクセスすると、関連する他の支援へのリンクが表示されないため、表示されるようにしてほしい。
5	担当課によって支援内容が違って、結局自分でそれぞれの課に問い合わせることになってしまうため、一括して相談できるワンストップの窓口をつくってほしい。

(注) ひとり親家庭等インタビュー結果による。

なお、いずれの事業も、利用申請があった際には、対応できる人材や体制が確保されている必要があるところ、次の表 3-(2)-⑤のとおり、委託先の家庭生活支援員不足や体制が不十分であるといった理由により、積極的な周知がなされていない実態もみられた。

表 3-(2)-⑤ 周知を控えている地方公共団体の事例①

《ひとり親家庭等日常生活支援事業》

No.	事例の内容	委託先
1	利用希望者がいても、希望する時間に派遣できる家庭生活支援員がおらず、サービス提供に至らなかった事例があった、と委託先から報告を受けており、利用できないことによるトラブルは避けたいため、積極的に広報活動することには迷いがある。	市・母子寡婦福祉会
2	市区町村単位では実施しておらず、県が実施主体となっているが、利用申請したが事業を利用できなかった旨の苦情があり、当該事業については利用者が使いたい時に使えないことから、事業として機能していないと認識している。そのため、周知を進めても、ひとり親家庭等が事業を利用できない可能性が高く、当該事業については積極的な周知はしていない。	県・ひとり親家庭福祉連合会
3	利用促進の取組を特に行っていない理由は、家庭生活支援員の不足である。制度上、家庭生活支援員は事業の実施場所から外出できないこととなっており、こどもの幼稚園や保育園の送迎に対応できないことから利用されない面もあると認識している。そのため、積極的な周知には踏み出せていない。	民間・介護事業者
4	日中仕事をするひとり親家庭等に対し、ある程度まとまった時間や、早朝・夕方といったタイミングで臨機応変に支援を実施するためには、高齢の家庭生活支援員よりも比較的若い家庭生活支援員が望ましいが、若い方は平日就労していることから、人材を確保することに困難がある。高齢の方の場合は、連続の支援や早朝・夕方の支援が難しい。ひとり親家庭等日常生活支援事業の生活支援を行う人材が不足しており、当市区町村では、家庭生活支援員が生活支援に従事するために、介護職員初任者研修の受講を求めているが、当該研修の修了までに 130 時間を要することもあり、就労のためではなく、家庭生活支援員として生活支援を提供するために、若い方に当該研修の受講を勧めることは難しい。家庭生活支援員の確保に課題があるため、利用促進のために積極的に本事業を周知する等の取組はできていない。	県・ひとり親家庭福祉連合会
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業の周知は都道府県内の母子会が行っているが、母子会の体制が整っていないことから、現在の体制	県・母子会

	では周知をしても家庭生活支援員を派遣できないという状況になるため、都道府県としても、十分な周知を実施できる状況にない。	
--	---	--

《こどもの生活・学習支援事業》

No.	事例の内容
1	利用者の定員等は設けていないが、広く周知することで参加者が増えると、支援ボランティアを確保できなくなるおそれがあるため、支援が必要と思われる者に直接案内することとしている。
2	同事業に関しては、ホームページへの掲載は行っておらず、対象者にのみ案内を送付している。その理由としては、ホームページに掲載した場合、対象外のひとり親家庭等から問合せが増加し、対象外となった家庭から、なぜ利用できないのか、という意見が寄せられる可能性があるためである。

(注) 当省の調査結果による。

この点、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」については、「ファミリー・サポート・センター事業」との連携を図り、ひとり親家庭等が「ファミリー・サポート・センター事業」を利用する際の利用料金を助成・給付している市区町村や、家庭生活支援員の不足を補うべく、「ファミリー・サポート・センター事業」の提供会員に対して、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の家庭生活支援員としての登録を呼び掛けるといった工夫をしている市区町村もみられた。

(支援の柱「②就業支援」)

調査対象 28 市区町村中、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を国の補助を受けて実施している市区町村（令和 6 年度末時点）は 23 市区町村（約 82.1%）であった。

また、調査対象 5 都道府県の全てにおいて、都道府県単位で当該事業が実施されていた。

事業を実施していない（又は実施していなかった）市区町村からは、その理由について、次の表 3-(2)-⑥のとおり意見が聴かれたほか、「都道府県で実施しているため、市区町村単位では実施してない。」とする市区町村もみられた。

表 3-(2)-⑥ 「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を実施していない（又は実施していなかった）理由

No.	理由の内容
1	自立支援教育訓練給付金の支給要件として、母子・父子自立支援プログラムを策定することとされてきたが、令和 6 年 8 月のこども家庭庁からの通知で、代替となるプログラムでも給付金の支給対象として差し支えないこととされたため、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」そのものは実施する必要はないと考えている。
2	自立支援教育訓練給付金については、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」によるプログラムと同等と考えられるものを策定していれば、当該給付金の支給は可能

	とされているため、当市区町村では、独自のプログラムを策定しているが、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」で求められるプログラムを策定するためには、関係各所との連携等が必要となり、労力と人手が必要となるため難しい。
3	こども家庭庁が求めるプログラムの策定に当たっては、限られた面談の機会ですとひとり親家庭等との関係性を構築し、ひとり親家庭等の自立に向けて的確なアドバイスや支援メニューを提示する必要があるものの、このような業務のノウハウに乏しい当市区町村にとって業務のハードルが高いものと認識しており、これまで実施していなかった。しかし、住宅支援資金貸付にも対応できるようにすること、また、都道府県が実施主体として実施していた際、面接の日程調整が難しかったことがあり、令和7年6月からは市区町村が実施主体となりプログラムの策定を行っている。

(注) 当省の調査結果による。

また、次の表3-(2)-⑦のとおり、母子・父子自立支援プログラムの策定が給付金等を受けるための前提として利用される場合が多いという点のほか、策定員やキャパシティ不足といった理由により、積極的な周知がなされていない実態もみられた。

表3-(2)-⑦ 周知を控えている地方公共団体の例②

No.	事例の内容
1	自立支援教育訓練給付金等を利用するための前提要件として母子・父子自立支援プログラムの策定を希望するひとり親家庭等が多く、それ以外の者からのニーズがないため、策定件数自体を増やすという考え方はない。
2	母子・父子自立支援プログラムの策定を自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の申請要件としているため、当該給付金を希望する者が同プログラムを策定している。このため、同プログラムの策定自体が、ひとり親家庭等にとって就業に結びつくといったメリットがあるのか分からない面もあると考えている。また、就職支援センターやハローワークに自ら行って求職活動する方もいることから、同プログラムの策定件数自体を増やすという発想はない。
3	都道府県で当該事業を実施しているが、基本的には市区町村の窓口で、ひとり親家庭等から母子家庭等自立支援教育訓練給付金の希望があった際に母子・父子自立支援プログラムを策定することとなるので、同プログラムそのものを策定したいといったニーズはなく、周知を積極的に行ってはいない。
4	都道府県で当該事業を実施しているが、都道府県においては特に周知しておらず、ホームページにも掲載していない。その理由は、委託先である母子寡婦福祉連合会から、策定員1人で対応しており人員や経費のことを考慮すると、年間3件を超えることは難しいとの要望があるためである。このため、都道府県内の市区町村に当該事業の周知を依頼していない。

(注) 当省の調査結果による。

一方、次の表3-(2)-⑧のとおり、プログラム策定前からハローワークや関係機関との

連携を図り、就業支援を必要としているひとり親家庭等に対して積極的にアプローチするといった取組を行うことで、策定件数が増加している事例がみられた。

表3-(2)-⑧ 積極的なアプローチにより、プログラム策定件数が増加した事例

No.	事例の内容
1	児童扶養手当の受給開始から5年が経過した際の減額や停止を免れるためには、就職活動中であることを証明する書類である「求職活動支援機関等利用証明書」を労働局から入手して提出する必要があるが、当該証明書が必要となるときのみ就職活動をする者が一定数いることから、役所内のハローワークの出張所と連携し、該当する者がハローワークに来所した場合、ひとり親支援部門に誘導するよう依頼し、プログラムの策定につなげることで、策定件数が急増した。
2	令和6年度から、資格取得希望者については、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員（策定員）が対応するキャリア相談を受けることを必須とし、全員がプログラムを策定している。資格取得した上での就職を希望する者については、伴走型で支援するというスタンスになっており、プログラム策定件数も令和5年度から6年度にかけて約2倍になった。
3	プログラム策定の促進を図るため、児童扶養手当の新規申請書の職業欄に無職と書いてある場合や、児童扶養手当の現況届受理時に、退職予定や転職希望の相談を受けた場合には、同事業を実施しているひとり親サポートセンターと連携し、プログラム策定支援等を通じた計画的な就業を促している。

(注) 当省の調査結果による。

（支援の柱「③養育費確保等支援」）

調査対象 28 市区町村のうち、「離婚前後家庭支援事業」を国の補助を受けて実施している市区町村（令和6年度末時点）は、21 市区町村（75.0%）であった。

事業を実施していない市区町村からは、「都道府県単位で実施しているため、市区町村単位では実施してない。」「国の補助を受けず、市区町村独自に実施している。」といった市区町村がみられたほか、「令和8年4月から施行される改正民法によって養育費の履行確保に向けた見直しがなされており、その運用状況を見定めた上で当該事業の実施の可否を検討したい。」とする市区町村もみられた。

「離婚前後家庭支援事業」を実施している 21 市区町村のうち、17 市区町村では、「養育費については、離婚前から周知することが重要である。」といった理由から、離婚届用紙の受取や離婚届の提出に来庁した者に対して当該事業が掲載されたチラシ等を配布しており、そのうち、2 市区町村においては、上述（項目2）のとおり、離婚届受理時に養育費等のチェック欄を確認し、「まだ、決めていない。」にチェックが入っていた場合に、当該チラシ等を配布していた。

そのほか、当該チラシ等を公証役場に設置して周知し、利用を促す取組を実施している市区町村もみられ、その結果として、公証役場において当該事業のことを知り、相談や

申請に来庁する者が増えたとする市区町村もみられた。

また、ひとり親家庭等からも、次の表 3-(2)-⑨のとおり、離婚前からの周知を求める意見が聴かれている。

表 3-(2)-⑨ 「離婚前後家庭支援事業」の周知に対するひとり親家庭等からの意見

No.	意見の内容
1	離婚前にも受けられる支援があるようだが、離婚前に役所に行くタイミングは、離婚届用紙をもらいに行く時しかないので、その際にパンフレット等での案内をしてもらえると良い。
2	支援を知ったのは離婚をする際の手続時なので、離婚を考えているときにすぐに見つけられるようになってほしいと思う。また、自分が住む自治体の SNS を通じて「離婚前後家庭支援事業」の情報を見ることができるが、「今頃そのような情報を流されたところで使えない。」と思う。
3	公正証書や「離婚前後家庭支援」について、より周知されるべきだと思う。離婚時の公正証書の作成は、ひとり親になる「前」に知りたい情報である。離婚後では公正証書を作成するのは困難である。公正証書を公証役場で作ることすら知らない人が大半で、離婚前に一般人が知ることも少ない。

(注) ひとり親家庭等インタビュー結果による。

【まとめ】

ひとり親支援策について、様々な支援策が推進されているところ、今回の調査では、その中から 4 つの事業を選定し、ひとり親家庭等アンケートでその認知度と利用希望を把握した結果、いずれの事業も、需要はあるが知られていないといった実態がうかがえたため、上述 3 (1) で整理したとおり、ひとり親家庭等に支援が届くための効果的な周知の促進を図る必要があると考えられる。

各事業の周知状況を個別にみると、児童扶養手当に代表される「④経済的支援」以外の 3 つの柱「①子育て・生活支援」、「②就業支援」、「③養育費確保等支援」についてはそれぞれ、事業によって、適正な周知方法・タイミングが異なることから、事業の内容や対象に合わせた適時適切な周知が有効であると考えられる。

例えば、支援の柱「①子育て・生活支援」は、ひとり親家庭等アンケートやひとり親家庭等インタビューにおいて、ひとり親家庭等に対する支援策と関連事業を一体的に周知してほしいといった意見が聴かれたこと等を踏まえると、情報をホームページに掲載する際には、ひとり親家庭等に特化したものではない一般的な子育て支援策と相互にリンクを掲載するといった工夫が望まれるほか、それぞれの事業の違い（対象、利用条件・料金等）を比較表で整理するなどして、ひとり親家庭等がどの事業を利用するかを選択できるような、一般的な子育て支援策とも一体となった分かりやすい周知が求められる。また、支援の柱「②就業支援」は、就業支援を必要としている者に対してアプローチすることで、支援を利用するひとり親家庭等が増加しているといった調査結果を踏まえると、

就業支援を必要としている者に対する積極的な働き掛けによる周知が有効であると考えられる。さらに、支援の柱「③養育費確保等支援」は、ひとり親家庭等インタビューにおいて、離婚前からの周知を求める意見が聴かれたことを踏まえると、離婚届用紙交付時などの機会を活用した離婚前からの周知が有効であると考えられる。

ただし、支援の柱「①子育て・生活支援」の事業である「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、上述のとおり、実施している地方公共団体数及びその実績は低下傾向にあり、今回調査した市区町村においても人員や体制が確保できず、積極的な周知を控えている状況もみられた。一部の市区町村では、家庭生活支援員の不足を補うため、関連事業である「ファミリー・サポート・センター事業」との連携を模索している状況もみられ、効果的な周知の方法と並行して、そうした実施体制上の問題を解消する必要があると考えられる。

【所見】

こども家庭庁は、ひとり親家庭等に必要な支援情報を届ける観点から、支援事業ごとに内容や対象が異なる点に留意しつつ、プラットフォームにおいて関連する子育て支援情報の充実を図るとともに、支援情報の周知に当たって工夫した事例の提供などにより、地方公共団体の周知活動を支援することが必要である。

また、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」について、地方公共団体による周知控えが発生していることを踏まえ、事業の在り方について検討することが必要である。